

東海村教育委員会教育長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、村教育行政の円滑な執行を図るため、教育長が村教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）について、支出の基準を定めるものとする。

(支出の基準等)

第2条 教育長交際費に係る支出区分、支出内容、支出対象者及び支出額は、別表のとおりとする。

(支出の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、村教育行政運営上特に教育長が重要と判断し、かつ必要と認める経費は、支出できるものとする。この場合において、支出する理由、支出内容、支出対象者及び支出額を明確にするものとする。

(教育長交際費の公開)

第4条 教育長交際費は、東海村情報公開条例（平成31年東海村条例第2号）第7条各号に掲げる情報を除き、公開するものとする。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、社会状況の変化等を十分配慮した上で、適宜見直しをするものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

別表

支出区分	支出内容	支出対象者	支出額
会費・負担金	村教育行政遂行上及び社会通念上、参加することが適当であると認められ、かつ、真摯な意見交換が目的の懇談会、会食等の会費	当該懇談会、会食等の主催者等	当該主催者等から明示された額（随行者がある場合は、当該随行者に要する額も含む。）
	教育長が構成員である団体の会費又は負担金	教育長が構成員である団体	当該団体から明示された額
弔慰金等	葬儀等における香料及び供花等に係る経費	別紙 教育長弔慰金等支出基準のとおり	別紙 弔慰金等支出基準のとおり
見舞い	病気、事故等による見舞金（原則1週間以上の入院の場合に限る。）	現職の首長、議員、副村長及び教育長	1万円（村長・議長と同額）
		現職の教育委員	1万円
		前職又は元職の首長、議員、副村長、助役、収入役及び教育長	5千円（村長・議長と同額）
	前職又は元職の教育委員	5千円	
	村教育委員会主催事業による事故等の見舞金	村教育委員会主催事業に起因する事故等により被害を受けた者	社会通念上妥当であると認められる額
慶祝	結婚祝金（1回のみ）	現職の首長、議員及び副村長	3万円（村長・議長と同額）
		現職の教育委員	
	各種総会、定期（臨時）大会、記念式典、祝賀会、落成式等に対する祝金（飲食等を伴うものを含む）	村教育委員会と密接な関係にあり、又は貢献のある個人又は団体（ただし、村が補助金を交付している団体を除く。）	5千円から1万円まで

支出区分	支出内容	支出対象者	支出額
渉外	来客や訪問先等への手土産等の経費	村教育行政と関係のある団体又は個人	1件につき5千円以内
	村教育委員会の利益に繋がる内容と判断される懇談会等の経費	村教育行政と関係のある団体又は個人	社会通念上妥当であると認められる額
協賛金・賛助金	社会性、公益性をもった活動、行事等に対する協賛金、賛助金（当該活動、行事等について村からの助成又は補助を受けている場合を除く。）	当該活動、行事等を主催する団体又は個人	社会通念上妥当であると認められる額
印刷	名刺印刷代	—	実費
その他	上記以外に、村教育行政運営上、教育長が重要と判断し、かつ、必要と認める経費	—	社会通念上妥当であると認められる額

教育長弔慰金等支出基準

● 村・議会関係

1 村3役（従前の助役，収入役を含む）

単位：円

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	10,000	10,000	
配偶者	5,000		
直系血族1親等・直系姻族1親等	5,000		
前・元村長，教育長本人	10,000		
前・元副村長，助役，収入役本人	5,000		

2 村議会議員

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	10,000	10,000	
配偶者	5,000		
直系血族1親等・直系姻族1親等	5,000		
前職・元職本人	5,000		

3 地元選挙区選出（国会議員・県会議員）・県知事・県教育長

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	10,000		
配偶者	5,000		
直系血族1親等・直系姻族1親等	5,000		
前職・元職本人	5,000		

● 教育関係

1 教育委員（教育長は除く）

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	10,000	10,000	
配偶者	5,000		
直系血族1親等・直系姻族1親等	5,000		
前職・元職本人	5,000		

2 村教育委員会職員（正職員，任期付教員）

【交際費からは支出しない：職員共済会で対応する（会長：総務部長）】

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職			
配偶者			
直系血族1親等・直系姻族1親等			

3 村非常勤特別職（村教育委員会所管の各委員会の委員，学校医等）

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	5,000		
配偶者			○
直系血族1親等・直系姻族1親等			○
前職・元職本人			○

4 学校教職員等

① 小・中学校の校長・教頭

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	10,000	5,000	
配偶者	5,000		
直系血族1親等・直系姻族1親等	5,000		
前職・元職本人（校長のみ）			○

② ①以外の学校教職員（県費負担）※講師等を含む

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	5,000	5,000	
配偶者			○
直系血族1親等・直系姻族1親等			○

③ 村雇用の会計年度任用職員（幼稚園を含む）

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	5,000		
配偶者			○
直系血族1親等・直系姻族1親等			○

5 村立幼稚園・小学校・中学校に在籍する児童・生徒等

区 分	香料	生花・花環	弔電
本人	5,000		
保護者			○

6 下記に該当し，教育長が必要と認める者

- ・教育に関する国県議員及び国県幹部職員，国県関係団体の長
- ・近隣市町村教育長（近隣首長は村長部局で対応）
- ・教育行政に多大な貢献又は功績があった者
- ・教育行政機関及び教育関連団体関係者
- ・その他特に必要と認められる者

区 分	香料	生花・花環	弔電
現職	5,000～10,000円		
配偶者			○
直系血族1親等・直系姻族1親等			○
前職・元職本人			○